

# 短工期強要排除を明記

## 法令順守指針

### 国交省 安全・品質面の弊害防止 6月改定

国土交通省は、建設業者の元・下請負関係における法令違反行為を防ぐ目的で昨年定めた「建設業法令順守ガイドライン」を6月にも改定する。下請業者に対する工期面のしわ寄せについて、法令違反行為を明確化してガイドラインに盛り込む考え。国交省は、元請業者が無理な工期で受注して、下請業者に短工期を強いるケースなどが生じているとみて、こうした積み重ねが、作業の錯綜を招き、安全や品質面に悪影響を及ぼしている可能性があると判断。ガイドラインに明記することで、工期に関する違法なしわ寄せ行為の防止も徹底する。

建設業法令順守ガイドラインは、指値発注や不当に低い請負代金の強要など、元請と下請との関係でどのような行為が建設業法違反に当たるのかを具体的に示したもので、国交省が昨年7月に取りまとめた。下請業者が元請業者に改善を求める際の協議の題材として活用されている。ただ、ガイドラインは、業協会が昨年開いたコンプライアンス（法令順守）に関する講習会で紹介するなど元請業者側にもガイドラインを利用する動きが出ており、同省は「（違法行為の）抑止的効果が出つつある」（総務政策局建設業課）とみても、ガイドラインの内容

を拡充する必要性が指摘されていた。近年の民間工事では、価格の安さだけでなく短工期施工も受注の可否を左右する大きな要素になっている。当初の工期が厳しい上に、途中の工程に遅れが生じると、下請業者が無理を強いることになりかねない。元請業者の不十分な施工管理で前工程が遅れ、これによるコスト増を下請業者に負担させている事例も報告されている。国交省は、工期面で無理を強要することも建設業法で禁

じる「優越的地位の乱用」に当たる可能性があるとしており、細部を精査した上でガイドラインの改定に反映させる。公共機関の発注工事でも、設計図書の不備が原因で手戻りが発生し、工程に遅れが出るケースなどがあるとされる。手戻りが発生すると、請負側が確保しておいた技術者を予定通りに配置できなといった弊害が生じるほか、後工程の下請業者にもしわ寄せが行く可能性もある。国交省は、こうした点についても問題意識を持っており、今後、対応策を採る。